

(名称)

第1条 本会は、北方学園クラブ（以下クラブとする）と称する。

(事務局)

第2条 事務局として、クラブマネージャーを北方町ホリモク生涯学習センター内に置き、次の業務に当たる。

- (1) 各団体の練習場所等の調整をする。
- (2) クラブ全体の会計業務をする。
- (3) 必要に応じて、実行委員会を招集し、各団体間の連携と調整を図る。
- (4) その他、各団からの成果報告や諸課題に対する相談対応をする。

(目的)

第3条 町・地域・保護者との共同的運営により、「北方は一つ」の願いの下、スポーツや文化活動等を計画的、継続的、かつ、自主的に行うことを通して、「たくましい北方の子」を育むことを目的とする。

(運営主体)

第4条 町、地域（含む指導者等）、保護者の三者による協働的運営とする。

(事業)

第5条 クラブは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各団体の選手及び団体役員及び指導者等の登録
- (2) 各団体の指導者及び指導スタッフ等が参加する研修会の実施及び指導者等への指導

- (3) 各団体活動に対する指導及び団体間の連携や調整
- (4) 関係諸機関及び他市町村団体との連携と交流
- (5) その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(会員登録資格)

第6条 クラブに登録できる会員は本人が希望し、かつ、保護者から許可を得た町内在住の者を原則とする。

- (1) 12歳までの登録については、町内児童を原則とするが、条件を満たした町外児童の参加も認める。
- (2) 13歳から15歳までの登録については、原則、町内生徒に限る。

(会員登録手続)

第7条 会員の登録及び変更等のためには、次のとおり必要書類を各所属団体から事務局へ提出する。

- (1) 毎年度当初に選手登録申請書を提出する。ただし、年度途中からの登録もできる。
- (2) 登録内容に変更があるときは、会員登録内容変更申請書を提出する。
- (3) 登録を解除したいときは、会員登録解除申請書を提出する。

(会議とその内容)

第8条 クラブには、次の会議を置き、その内容について審議する。

- (1) 運営委員会
 - ・規約・活動指針、年間活動計画・報告、予算計画・報告の承認
 - ・運営委員長及び副委員長の決定
 - ・各団体及び指導者等への指導や解任決議
 - ・各団体の新設・休止・解除等の承認
 - ・臨時的な予算執行
 - ・クラブ総会の企画・運営

- ・その他、クラブ運営上必要な事項の承認 等
- (2) 実行委員会
- ・各団体役員 of 承認
 - ・実行委員長及び副委員長の決定
 - ・各団からの活動成果報告や諸課題についての審議
 - ・クラブ行事の企画・運営
 - ・その他各団体が活動する上で必要となる事項の審議 等

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、必要に応じて運営委員長が招集する。

- (1) 運営委員会は、学識経験者1名、地域代表者1名、保護者代表者2名、学園の校長2名、団体代表各団1名によって構成する。
- (2) 運営委員会の議決は、出席者の過半数によるが、同数の場合、運営委員長の決議による。

(実行委員会)

第10条 実行委員会は、必要に応じて事務局が招集する。

- (1) 実行委員会は、各団体団長、育成会代表、指導者代表及び学園の部活動担当者2名によって構成する。
- (2) 実行委員会の議決は、出席者の過半数によるが、同数の場合、実行委員長の決議による。

(役員 of 任期)

第11条 役員 of 任期は、次のとおりとする。

- (1) 運営委員会役員 of 任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 実行委員会役員及び各団役員 of 任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- (3) それぞれ of 役員は、任期が満了しても、後任者が就任するまでは、その任に当たる。

(各団体)

第12条 各団体は、運動系の10団体(野球、サッカー、陸上、バスケットボール、バレーボール、剣道、ソフトボール、ソフトテニス、卓球、空手)、文科系の5団体(合唱、英会話、コンピュータ、家庭科、美術)からなる。

(各団の組織)

第13条 各団には、次のような役員を置くことができる。また、各団体にて決定したら、事務局へ報告し、実行委員会の承認を得る。

- (1) 団長
- (2) 副団長
- (3) 指導者代表
- (4) 育成会役員
- (5) 部活動顧問
- (6) 会計
- (7) その他、必要な役職

(指導者等の解任)

第14条 各団体の指導者等が、第3条に書かれている目的やクラブ活動指針「2 意義」にふさわしくない行為をした場合は、運営委員会の議決により登録を取り消す等の処分をすることができる。

(経費)

第15条 クラブの経費は、次に掲げるもので支弁する。

- (1) 参加者からの参加料
- (2) 町外加入者からの参加料
- (3) 教育委員会からの補助金